

型押しその他これらに類する加工

- (ホ) 単糸からの^撚糸の製造
- (ハ) 関税率表の第68.12項又は第70.19項に属する物品について次に掲げる製造
 - i 繊維からの糸の製造
 - ii 糸からの織物の製造
 - iii 繊維、糸又は織物からの衣類その他の製品の製造
- (ト) 関税率表の第71.01項から第71.04項までに属する加工していない物品からの当該各項に属する物品の製造
- (チ) 合金にすること
- (リ) 金属のくずから金属の塊の製造
- (ヌ) 金属の板、シート又はストリップからの金属のはくの製造
- (ル) 関税率表の第71類(貴金属に限る。)、第74類から第76類まで又は第78類から第81類までに属する物品(インゴット、棒、線その他同表の第72.03項、第72.05項から第72.17項まで、第72.28項又は第73.01項から第73.26項までに掲げる物品の形状のものに限る。)の製造(ただし、同表の第72.03項、第72.05項から第72.17項まで、第72.28項又は第73.01項から第73.26項までにおいて鉄鋼を当該製造の原料又は材料である金属に読み替えた場合において、当該製造前の物品と製造後の物品とが同一の項に属することとなる製造を除く。)
- (7) 関税率表第96.01項又は第96.02項に属する加工品からの当該加工品と同じ項に属する製品の製造
- (5) 自国産以外の2種類以上の原料又は材料(以下「原材料」という。)を使用した製造において、当該原材料の中に当該製造後の物品に特性を与える重要な構成要素となるものとそうでないものがある場合において、重要な構成要素となる原材料からみて、当該製造が規則第1条の7に規定する実質的な変更を加える加工又は製造(税関長が指定する加工又は製造を含む。)に該当するときは、当該製造は規則第1条の7に規定する実質的な変更を加える加工又は製造(税関長が指定する加工又は製造を含む。)とみなすものとする。

(協定税率を適用する場合の原産地の証明に関する用語の意義)

68—3—6 令第61条第1項第1号及び第2項の用語の意義は、それぞれ次による。

- (1) 「課税価格の総額」とは、協定税率の適用を受けようとする貨物のうち、同一協定税目に属するものの課税価格の総額をいう。
また、同一協定税目に属する貨物を同一人が輸入する場合においては、その貨物を多数に分割して申告しても、「課税価格の総額」は、その全部を合算した額である。

- (2) 「貨物の種類、商標等」とは、貨物の種類、性質、形状又はそれに付された商標、生産国名、製造者名等をいう。
- (3) 「仕入書その他の書類」とは、仕入書のほかメーカーズ・インボイス、売買契約書、注文請書、船荷証券、保険証券、船積案内状、検疫証明書、品質又は数量に関する検査証明書、カタログ、パーツ・リスト等の書類をいう。
- (4) 「これに準ずる在外公館」とは、領事事務を行つている大公使館をいう。

(協定税率を適用する場合の原産地認定の方法)

68—3—7 協定税率の適用に当たつての貨物の原産地の認定の具体的な方法は、必要があるときは、まず、令第 61 条第 1 項第 1 号の規定に基づき仕入書その他の書類の提出を求め、下記イ又はロによって行い、これにより難しい場合は、ハからホまでにより、これによつても、なお原産地が明らかでない場合又は協定税率の適用上特に問題があると認められる場合には、同項の規定に基づき原産地証明書の提出を求め、これにより認定を行う。

イ 仕入書その他の書類に記載された製造者名、商標等の表示

ロ 仕入書その他の書類に記載された原産地の表示 (例えば、made in U. S. A., product of France 等の表示)

ハ 貨物の包装に付された国名、製造者名、商標等の表示 (包装容器等が再使用されたもので、内容品の原産地を表示していないと認められる場合を除く。)

ニ 貨物に付されたラベル、ネームプレート、刻印、織込みマーク等による国名、製造者名、商標等の表示

ホ 特定の国においてのみ生産される貨物については、当該国名を明らかにするに足るその種類、性質及び形状

なお、令第 61 条第 1 項第 1 号の規定により原産地証明書の提出を要しないこととされている課税価格の総額が 20 万円以下の輸入貨物に対する原産地の確認についても、上記により行うこととし、例えば、積出地等から明らかに非適用国の原産でないことが確認できる場合には協定税率を適用して差し支えない。

(原産地証明書の有効性の認定)

68—3—8 原産地証明書の有効性の認定については、次による。

- (1) 原産地証明書は、その証明に係る貨物を生産し、仕入れし、発送し、若しくは積み出した場所 (最小行政区画をいう。) にある証明機関が証明したものであることを必要とする。ただし、その場所が地方の町村等であり、その場所に証明機関がない場合には、最寄りの市町村にある証明機関が証明したものでよい。
- (2) 令第 61 条第 2 項《原産地証明書の証明》の原産地証明書の証明については、同項の機関の長の名でされたもののほか、それら機関自体の名でされたものも有効として取り扱う。